

国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱

平成12年3月24日付12構改D第187号
最終改正 令和3年3月31日付2農振第2701号

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

第1 農林水産大臣は、国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第186号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、長崎県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について昭和38年度分の補助金から委任した等の件（昭和38年5月1日農林省告示第552号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業及びこれに要する経費に対する補助率は、次の表のとおりとする。

事業種目	細目	補助率
国営諫早湾土地改良事業造成施設県管理補助事業	実施要綱第2に掲げる管理対象施設の管理業務	当該事業費の50%

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、九州農政局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、局長が毎年度別に定める日までとする。

第5 局長は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、長崎県に対しその旨を通知するものとする。

2 第3の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

第6 長崎県は、第3の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を局長に提出しなければならない。

第7 長崎県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増額を伴う変更をしようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 長崎県は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて局長の承認を受けることができる。

3 局長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 第8 規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- 1 経費の配分の変更及び収支予算の変更
 - 2 事業の内容の変更
- 第9 長崎県は、規則第3条第2号の規定により局長の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了せず又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を局長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。
- 第10 法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により状況報告を作成し、当該年度の1月31日までに局長に提出するものとする。ただし、別記様式第4号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって状況報告に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、長崎県に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。
- 第11 長崎県は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書を局長及び官署支出官（九州農政局総務部長）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 第12 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業が完了したとき（第7による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、局長に提出するものとする。
- 2 長崎県は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を局長に提出するものとする。
- 第13 局長は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長崎県に通知するものとする。
- 2 局長は、長崎県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 第14 長崎県は、第13第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12第1項に準じて提出するものとする。
- 2 局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第13第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。
- 第15 地方農政局長等は、第7第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場

合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 長崎県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 長崎県が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 長崎県が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

第16 長崎県は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 長崎県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項及び第17に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第17 長崎県は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による補助金調書を作成しておかなければならない。

年度 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

長 崎 県 知 事 氏 名

年度において、下記のとおり を実施したいので、国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱により、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 - (1) 事業の名称
 - (2) 施行主体名
 - (3) 地区の名称
 - (4) 事務所の所在地
 - (5) 事業計画の内容

費 目	事 業 費	事業期間	自 年 月 日 至 年 月 日				摘 要
			年	月	日	日	
管 理 費 整 備 費 電 力 料	円						
合 計							

3 経費の配分

費 目	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源			摘 要
			県	市 町 村	土地改良区	
管 理 費 整 備 費 電 力 料	円		円	円	円	
合 計						

(注) 実施計画書及び関係図面を添付すること。

4 事業の完了予定年月日

別記様式第2号（第7関係）

年度 補助金変更等申請書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

長 崎 県 知 事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

年度 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

長 崎 県 知 事 氏 名

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況を国
営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱により、下記のとおり報告する。

記

収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	摘 要
国庫補助金 県 費 市町村負担金 地元負担金	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	摘 要
管 理 費 整 備 費 電 力 料	円	円	円	
合 計				

年度 概算払請求書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿
官署支出官 ○○ 殿

長崎県知事 氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、国営諫早
湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金
円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注）

記

区 分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 ○月○日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C)		事業完了 予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	○月○日 現在の予定出来高	金額	○月○日 までの予定出来高		
管理費 整備費 電力料	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 下線部は、第10第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の
遂行状況報告欄は空欄とすること。

年度 実績報告書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

長 崎 県 知 事 氏 名

年 月 日付け 第 号に基づき、下記のとおり を実施したので、国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱により報告する。

なお、併せて精算額 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 - (1) 事業の名称
 - (2) 施行主体名
 - (3) 地区の名称
 - (4) 事務所の所在地
 - (5) 事業計画の内容

費 目	事 業 費	事業期間	自 年 月 日	至 年 月 日	摘 要
管 理 費 整 備 費 電 力 料	円				
合 計					

3 経費の配分

費目	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源			摘要
			県	市町村	土地改良区	
管理費 整備費 電力料	円		円	円	円	
合計						

(注) 実施計画書及び関係図面を添付すること。

4 事業の完了予定年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		摘要
			増	減	
国庫補助金 県費 市町村負担金 地元負担金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		摘要
			増	減	
管理費 整備費 電力料	円	円	円	円	
合計					

(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

年度 年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿
官署支出官 ○○ 殿

長崎県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に要 する経費(A)	国庫補助 金	(A)のうち年 度内支出済額	概算払受 入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 管理費 整備費 電力料	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 管理費 整備費 電力料							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第7号（第17関係）

年度
農林水産省所管

国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金調書

国			地方公共団体										備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算減額	収入済額	科目	予算減額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
管理費 整備費 電力料	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。